

関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会  
理事長 里見 進  
(公印省略)

令和4(2022)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)  
研究成果公開促進費の公募について(通知)

標記について、「令和4(2022)年度科学研究費助成事業—科研費—公募要領(科学研究費補助金)(研究成果公開促進費)研究成果公开发表、国際情報発信強化、学術図書、データベース」(以下「公募要領」という。)により公募しますので、貴職より関係者に周知願います。

科学研究費助成事業(以下「科研費」という。)については、適正な執行管理の徹底を図るため、科学研究費補助金取扱規程第2条に規定する研究機関に対して、当該科研費の管理を義務付けているところです。

ついては、貴機関に所属し、令和4(2022)年度の研究成果公開促進費のうち、学術図書又はデータベースに応募を予定している者より科研費の管理等について委任の依頼があった場合には、これを承諾の上、応募書類の提出等の諸手続及び科研費が交付された場合の当該科研費の管理を行っていただくようお願いします。(応募者が研究機関に所属している場合には、必ず所属研究機関に応募書類の提出等の諸手続及び科研費の管理の委任を依頼するよう、公募要領で定めています。)

承諾いただいた場合には、応募書類の提出及び以後の諸手続は研究機関を通じて行うこととなりますので、公募要領「V 研究機関の方へ」「VI 応募書類の提出等」の内容に従い、応募に係る手続等必要な事務を行ってください。

また、貴機関において研究成果公开发表(B)(ひらめき☆ときめきサイエンスを含む)への応募者がいる場合には、公募要領「V 研究機関の方へ」「VI 応募書類の提出等」の内容に従い、応募に係る手続等必要な事務を行ってください。

なお、本公募は、審査のための準備を早期に進め、できるだけ早く事業を開始できるようにするため、令和4(2022)年度予算成立前に始めるものです。したがって、予算の状況によっては、今後、措置する財源、内容等に変更があり得ることをあらかじめ御承知おきください。公募に際しては、下記の点についても御留意ください。

記

- ・公募要領は、以下からダウンロードしてください。  
日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ  
[https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/13\\_seika/keikaku\\_dl.html](https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/13_seika/keikaku_dl.html)  
日本学術振興会ひらめき☆ときめきサイエンスホームページ  
<https://www.jsps.go.jp/hirameki/boshu.html>

- ・応募用ID・パスワードは8月2日（月）から取得可能です。（ひらめき☆ときめきサイエンスを除く。）
- ・科研費電子申請システムは8月5日（木）の利用開始を予定しています。
- ・今回の公募における前年度からの主な変更点は別紙のとおりですので、貴職から関係者に周知してください。

（本件連絡先）

〒102-0083 東京都千代田区麴町 5-3-1

独立行政法人日本学術振興会

【研究成果公开发表（B）、学术図書、データベース】

研究事業部 研究事業課 研究成果公開促進費係

電話：03-3263-4926, 4920

【ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI】

研究事業部 研究事業課 成果発信係

電話：03-3263-1699

## ＜令和4(2022)年度における主な変更点等＞

**(1) 公募スケジュールの変更**

- 令和4(2022)年度公募より例年9月に公募が行われていた研究成果公開促進費について以下のとおり公募スケジュールの早期化を行いました。

(参考) 研究成果公開促進費の令和4(2022)年度公募、内定時期(予定)

研究種目名	公募開始時期	公募締切時期	内定時期
研究成果公開促進費	令和3年8月1日	令和3年10月6日	令和4年3月下旬

- 公募開始時期とともに、公募締切時期の早期化が行われていることに十分留意してください。

**(2) 研究インテグリティについて**

- 「研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定)等を踏まえ、研究活動の透明性の確保のため、必要な対応を実施しています。

(主な対応)

- ・計画調書は、研究機関に所属する応募者の場合、自身が関与する全ての研究活動の状況を所属研究機関と適切に共有するとともに、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)に基づき規制されている技術の取扱いを予定している場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、その対処方法等を十分に確認した上で提出することとしています。

なお、計画調書に事実と異なる記載をした場合には、課題の不採択、採択取消し、又は減額配分をすることがあります。

**(3) 審査への協力について**

- 一部の研究者に審査負担が偏ることがないように、研究者全体で科研費の審査を支えていくためには、審査委員を引き受けていただくことが研究者の責務であり、学術研究を支えるためにも重要であることを明記しています。